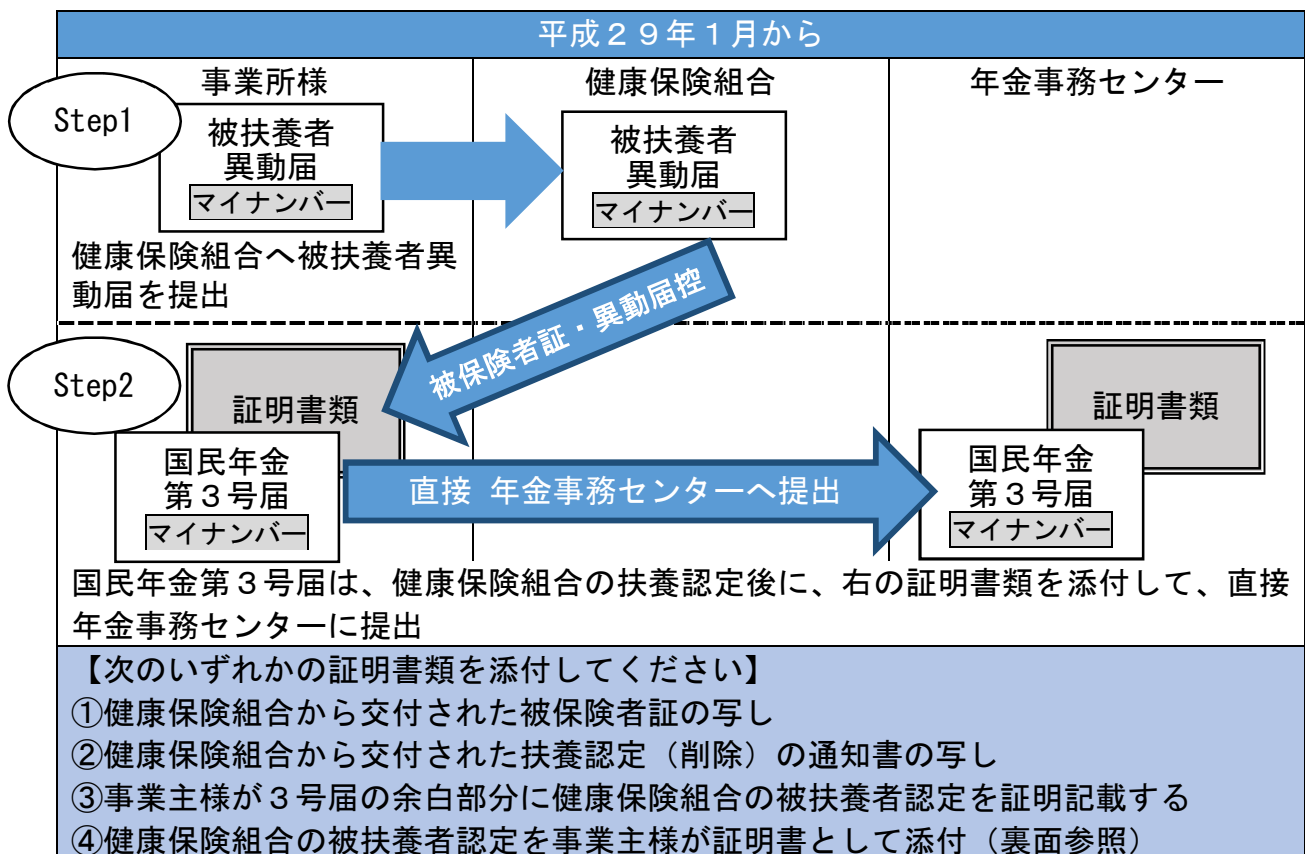
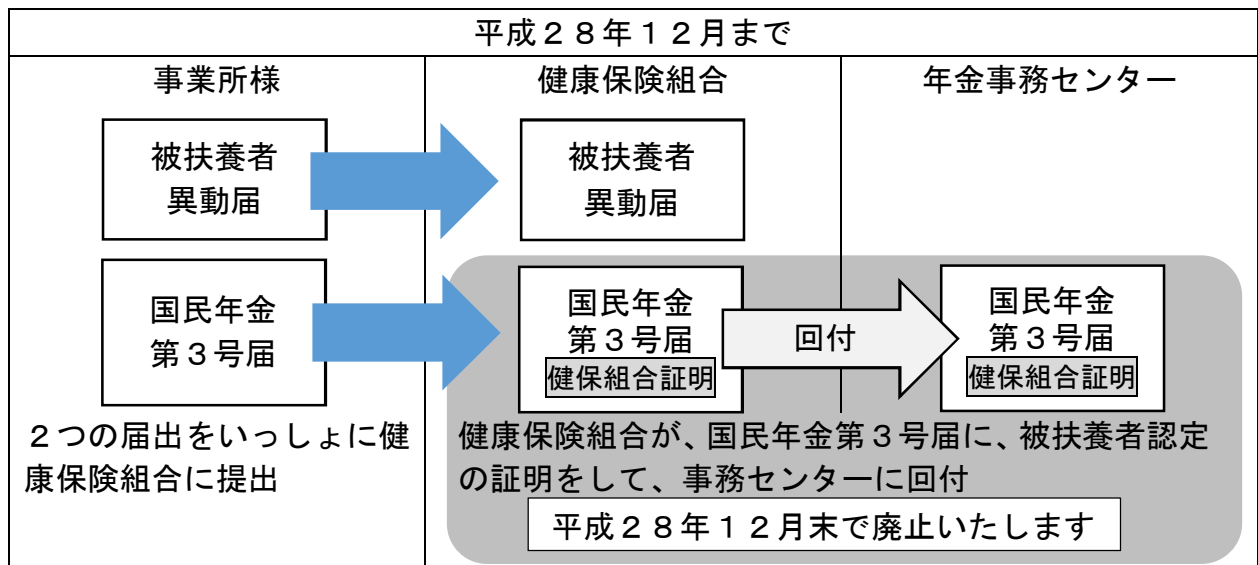


# 事業主様・事務ご担当者様へ お知らせ

平成29年1月から 国民年金第3号被保険者（該当・非該当）届は 直接、日本年金機構（事務センター）に提出してください。



※実務上、①または②の添付が一般的と思われますが、④の様式（例）を裏面に掲載します。

平成28年10月25日付で、「個人番号制度の導入に伴う届書回付事務の廃止について」として郵送でお知らせしております。また、組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧下さい。

このことに関するお問合せは、06-6765-9212（適用課）まで

「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」  
に関する確認事項（事業主証明）

届書記載の第3号被保険者（氏名\_\_\_\_\_）について、  
健康保険組合の被扶養者認定の結果に基づき、配偶者（第2号被保険者）  
の被扶養者であることを確認する。

扶養認定年月日 平成 年 月 日

（第3号届の「資格取得（種別変更・種別確認）年月日」と同じ場合は  
記載の必要はありません。）

平成 年 月 日

（ 事業所所在地 〒

事業所名称

事業主氏名

印

（ 電話番号 （ ）

※この証明書は「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認  
（3号該当）届」とあわせて提出して下さい。